

議案第25号

南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例

南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月6日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

民生部内の組織見直しによる所管変更及び所要の整備をすることから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例

南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例（平成25年南風原町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学識経験者」を「識見を有する者」に改める。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 識見を有する者

第7条中「保健福祉課」を「国保年金課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。